

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

August 2022



# EY Taiwan

## JBS NEWSLETTER

### - August 2022 -

## 外国特定専門人材の申請方法 ゴールドカード vs 就労許可



本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

#### ▶ はじめに

2018年2月より、外国籍の専門人材の誘致を目的とした「外国專業人材延攬及雇用法(外国籍専門人材招聘及び雇用法)」が施行され、外国専門人材におけるビザ、就労、居留等規定の緩和、社会保険、租税、定年退職等にかかる優遇措置によって、世界の優秀な外国人材が台湾に来る機会が増えています。

また、直近の法令改正によって、外国特定専門人材に対して、より魅力的な優遇措置が提供されています。

今回は、外国特定専門人材に関する法令の要点を整理しました。

#### ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 外国特定専門人材が享受可能な優遇措置
- ▶ 外国特定専門人材の資格の取得方法
- ▶ 就業ゴールドカードと就労許可の比較
- ▶ 外国特定専門人材の資格にあたる就業ゴールドカードか就労許可かの判断事例

# 外国特定専門人材の申請方法 - ゴールドカード vs 就労許可

## 外国専門人材の誘致にあたって

台湾の国家発展委員会は、台湾における外国専門人材の就業及び居留にかかる法令制限を全面的に解決するため、政府関連部会と協同して 2018年2月に「外国專業人材延攬及雇用法(外国籍専門人材の招聘及び雇用法)」を導入しました。これによって、外国専門人材に対するビザ、就労、居留等の規定が緩和され、さらに社会保険、租税、定年退職等にかかる優遇措置が設けられ、世界の優秀な外国人材が台湾に来る機会が増えました。

2021年10月末には、より一層の人材誘致を促し、積極的に外国人材を招聘または維持するため、外国専門人材に関する法令の修正案が施行されました。このさらなる優遇措置によって、より多くの優秀な外国人材の台湾への「誘致」及び「引き留め」が図られています。

しかしながら、この数年、関連法令はすでに施行されているものの、私たちが知る限りでは、現存の招聘・雇用措置に疑問を抱えている企業や優秀な外国人材は少なくありません。

関連する法令の要点について、以下記載します。

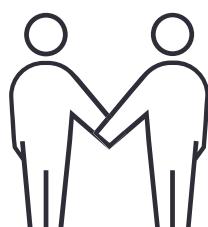


## 外国特定専門人材が享受可能な優遇措置

外国特定専門人材(以下、「特専」とします)とは、目的事業の中央主管機関より公表されている台湾で必要とされる科学技術、経済、教育、文化芸術、体育、金融、法律、建築設計、国防及びその他の分野の専門能力を有するか、または主管機関との協議により目的事業の中央主管機関が認定した専門能力を有する者を言います。

産業の成長を加速させ、優秀な外国人材を誘致するため、法令改正後は、特専資格を有する外国人は、外国専門人材に対する優遇措置だけではなく、以下の特別な優遇措置も享受することができます。

- ▶ 台湾における就労許可証、居留ビザ、外国人居留証、再入境許可証をまとめて1つにした「就業ゴールドカード」の申請を可能にし、自由な求職及び転職の利便性を提供
- ▶ 台湾の雇用招聘(しょうへい)許可の有効期間を最長3年から5年へ延長
- ▶ 特定の条件を満たす者は、台湾に初めて183日以上居留した年度で、かつ、給与所得が300万台湾元(以降の年度も同じ条件)を超過した年度から5年以内について、給与所得が300万台湾元を超えた額の半額の課税減免措置を享受でき、さらに海外所得も所得基本税額の計算に含まれない
- ▶ 永住権取得の居留要件について、5年から3年へ短縮緩和; 帯同親族も同条件とする
- ▶ 直系尊属の訪問ビザの有効期間を最長1年へ延長
- ▶ 雇用主及び自営業者である本人及び帯同親族についても直接健康保険に加入することができ、6カ月の待機期間の免除が可能



# 外国特定専門人材の申請方法 - ゴールドカード vs 就労許可 (続)

## 外国特定専門人材の資格の取得方法

申請条件を満たす外国人は、特専就労許可または就業ゴールドカードの申請によって特専資格を取得することができます。以下、経済分野を例として、外国人における特専就労許可及び就業ゴールドカードの申請条件及び申請フローを説明します。

### 特専就労許可

- ▶ 経済分野を例とすると、一般外国専門人材における就労許可の申請条件(関連領域の学士号取得かつ2年以上の実務経験有り、または、修士号取得)を満たし、同時に下記全ての条件に合致する場合、特専就労許可を申請することができます。
  - ▶ 外国または台湾での目的事業の中央主管機関の定める経済産業や経済分野において、勤務歴があるか、または在籍中であること
  - ▶ 過去3年間または将来の毎月の平均給与が16万台湾元に達していること
  - ▶ 台湾現地の雇用主は、目的事業の中央主管機関より認定される分野にかかる産業に属しており、外国人材の雇用可能条件も満たしていること



### 就業ゴールドカード

- ▶ 経済分野を例とすると、就業ゴールドカードは、必ずしも台湾現地の雇用主による申請は不要で、外国人材は下記条件を具備していれば、就業ゴールドカードの申請資格を有することになります。
  - ▶ 外国または台湾での目的事業の中央主管機関の定める経済産業や経済分野において、勤務歴があるか、または在籍中であること
  - ▶ 過去3年間において、経済分野の関連産業で労務を提供した際、毎月の平均給与が16万台湾元に達していること



# 外国特定専門人材の申請方法 - ゴールドカード vs 就労許可 (続)

## 就業ゴールドカード vs 就労許可

前述の2つの申請方法ともに特専資格を取得でき、同一の優遇措置を享受することができます。以下、経済分野において、一般的な申請手続を例として関連する情報を整理しました。

自身の予定や経歴条件によって最適な申請方法を選定することができます。

	就業ゴールドカード	特専就労許可 (製造業／小売業／その他)
申請資格	経済分野の特専人材条件に合致する	
審査手続	(台湾外の場合) <ol style="list-style-type: none"> <li>オンライン申請手続</li> <li>台湾の在外公館にてパスポート審査</li> <li>入境後、就業ゴールドカードを受領</li> </ol>	(台湾内の場合) <ol style="list-style-type: none"> <li>オンライン申請手続</li> <li>就業ゴールドカードを受領</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>オンラインで就労許可申請</li> <li>ビザ取得後、台湾入境</li> <li>入境後、外国人居留証を申請</li> </ol>
審査期間	公告審査期間は最長30営業日。 ただし、追加資料が要求された場合、審査の延長期間は不確定。	就労許可: 申請書提出から7営業日 入境ビザ: 各在外公館の規定により約1~4週間 居留証: 申請書提出から10営業日
台湾雇用主	不要	下記の条件に合致する雇用主: <ul style="list-style-type: none"> <li>- 経済分野に属すること</li> <li>- 資本金または売上収益額の基準を満たすこと</li> </ul>
外国人材にて準備すべき書類	1. 経歴証明書類 2. 個人の履歴書 3. 過去または将来の毎月の平均給与が16万台湾元に達することの証明書類	1. 外国人材と台湾雇用主が締結した労働契約、及び毎月の平均給与が16万台湾元に達することの証明書類 2. 学歴／経歴の証明書類 3. 個人の履歴書 4. 過去に勤務した産業の背景説明
台湾雇用主にて準備すべき書類	無	1. 会社の最高責任者の身分証明書類 2. 会社登記簿 3. 資本金／売上収益額の証明書類
申請書類の訳本	英文以外の外国語による書類は中文訳が必須	全ての外国語書類について中文訳が必須
その他	無	香港・マカオ籍の場合、無犯罪証明及び健康診断書の提出が必要

# 外国特定専門人材の申請方法 - ゴールドカード vs 就労許可 (続)

## 就業ゴールドカード vs 就労許可の判断事例

### (実例による説明)

Mr. Andersonは、洋上風力発電の専門人材として、関連する業界で20年以上の経験を有し、毎月平均給与は約30万台湾元です。複数の台湾の会社から誘致を受け、台湾で専門サービスを提供することを依頼されました。

Mr. Andersonにとって、就業ゴールドカードと特専就労許可のうち、どちらが最適な申請方法でしょうか？

### (結論)

Mr. Andersonの場合、台湾で専門サービスを提供する対象は複数の会社であり、また、プロジェクト契約は雇用ではないため、就業ゴールドカードがMr. Andersonに適した申請方法です。また、就業ゴールドカードの申請は台湾の雇用主が不要であるため、本人自身の専門的な経験と過去の給与により、申請条件に合うか否かを判断することができます。

最後に



デジタル時代と呼ばれる現在では、急速な産業の変化によって、次から次へと新たな産業、新たな形態の会社経営、発展モデル及び職務タイプ等が創出されています。外国籍の方が、特専人材の認定申請にあたり、資格・条件に合致しているものの、中央目的事業主管機関によって認定されている現行の各産業分類の範囲に属さない場合には、特専人材として認定できることになります。

このような問題を解決するため、私たちは主管機関と即時にコミュニケーションを行い、外国人材の入境申請における問題点をフィードバックします。それにより主管機関も適時に申請基準を調整することが可能となります。

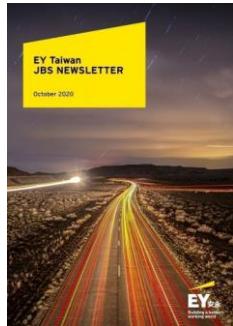
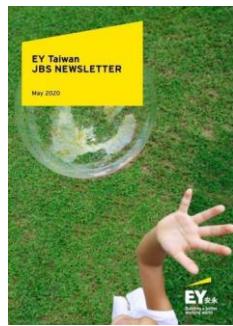
今後も、随時最新情報をお届けしたいと考えています。

より詳細なご相談が必要な場合、最終ページに記載の弊所担当までお気軽にお問い合わせください。

# JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

## JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



## バックナンバー

発行月	タイトル
2022年7月	産業創新条例のポイントとよくある質問
2022年6月	改めて整理しておきたい日台租税協定の適用
2022年5月	コロナ禍における董事会、株主総会開催方法の整理と感染拡大に伴う所得税申告期限等の延長
2022年4月	外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点
2022年3月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた税務上の基本事項と留意事項(棚卸資産の廃棄と支払手数料)
2022年2月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた会計・税務上の基本事項と留意事項(売上計上時点、売上値引の計上)
2022年1月	台湾における外国人に対する減税の検討ー新旧制度把握
2021年12月	台湾における外国人の3大重点ポイント(台湾入境・租税優遇・給与税務申告)
2021年11月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編②)
2021年10月	海外駐在員の税金に対する補填手当の方針について
2021年9月	コロナウイルス禍における台湾への外国人入境のキーー特別許可ー
2021年8月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編①)
2021年7月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(会社決算・取引編)

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

## 弊所連絡先

関連する情報をお希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

### 安永聯合會計師事務所

#### People Advisory Service

劉蕙雯 稅務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
heidi.liu@tw.ey.com

林鈺芳 執行總監  
02 2757 8888 67001  
evelyn.lin@tw.ey.com

陳千惠 資深經理  
02 2757 8888 65121  
grace.chen@tw.ey.com

李中鈺 經理  
02 2757 8888 67039  
wendy.cy.lee@tw.ey.com

### JBS

清本雅哉 副總經理  
02 2757 8888 88830  
masaya.kiyomoto1@ey.com

橋本純也 協理  
02 2757 8888 66458  
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木直樹 協理  
02 2757 8888 20652  
naoki.mochigi1@tw.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh\_twをご覧ください。

© 2022 EY Taiwan.  
All Rights Reserved.

00411-226Jpn  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/zh\\_tw](http://ey.com/zh_tw)

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

